

神戸市営住宅条例の一部改正（案）の概要

1. 趣旨

借上市営住宅は、震災後住宅を失った被災者に対して早急かつ大量に住宅を供給する必要があったため、民間や都市再生機構（UR）等（以下「所有者」といいます。）から住宅を20年の期限で臨時的に借上げ供給したものであり、平成28年から随時、その借上期間の期限が到来します。

借上市営住宅に入居している方には、その借上期間の期限までに住み替えていただくこととなりますが、神戸市が所有者と新たに当該住宅の借上契約を締結できる場合は、特に配慮を要する入居者の入居継続やその他の入居者の移転期限の猶予を認めることとしています。そのための新たな入居許可等について規定するために神戸市営住宅条例（平成9年4月条例第12号）を改正する予定です。

つきましては、市民の皆さんの意見を募集します。

2. 内容

(1) 次の「入居継続」と「移転期限の猶予」の対象となる方に対して5年以内の入居許可を行います。

ア. 入居継続とは、他の市営住宅等に移転することが困難であると認められる場合（詳細は規則で定めます。）に借上市営住宅での入居を継続すること。

イ. 移転期限の猶予とは、借上期間満了前にあらかじめ予約をした他の市営住宅等に空きがない等の理由で移転できない場合の移転可能になるまでの間の猶予期間のこと。

(2) 上記アの条件による入居継続の期間中に上記アの条件に該当する方がいなくなった場合は、上記イの予約をしていたときに限り、移転先が決まるまでの間は、入居を継続できるようにします。（当初のアの許可期限まで）

(3) 上記イの条件により、移転期限の猶予をされた方が、その期間中に上記アの入居継続の条件に該当することとなった場合は、入居継続ができるようにします。（当初のイの許可期限まで）

(4) 上記の新たな入居許可の規定に該当しなくなった場合や、許可を取り消した場合の明渡請求及び当該借上市営住宅の明渡しを行う日（同日より前に借上げの期間が満了するときはその日）までの期間について市が当該住宅の借上げに要した費用等の請求に関する規定を定めます。

(5) 上記（4）による請求を行う場合には、請求を行う日の6か月前までに入居者にその旨を通知しなければならない規定を定めます。

(6) その他「当該住宅の借上げに要した費用等」についての規定を定めます。

3. 意見提出期間

平成27年6月22日（月）～7月21日（火）

4. 施行予定

平成28年1月1日